

# (仮称) 複合型水辺施設改修アドバイザー業務に係る

## 公募型プロポーザル実施要綱

### 1. 事業目的

本要綱は、玉川村において計画されている(仮)複合型水辺施設の整備・運営事業を行うにあたって、(仮称)複合型水辺施設改修基本計画策定及び調査業務の結果に基づき、官民連携手法により実施する場合の諸手続に係る資料作成及びその他、事業に必要な各種支援等を実施することを目的として、本事業のアドバイザー業務(以下、「本業務」)を行う予定候補者を選定する手続きを定めるものとする。

### 2. 「(仮称) 複合型水辺施設改修基本計画策定及び調査業務」について

玉川村では、本村に立ち寄る機会を増やし、滞在時間を延ばせる空間づくりによって、交流人口・関係人口の拡大と自然・歴史・交流を基本にした村内の周遊性を高めることを目的に、「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画(令和2年3月13日国土交通省登録)」を推進している。「(仮称)複合型水辺施設改修基本計画策定及び調査業務」は、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画における(仮称)複合型水辺施設として改修予定である旧乙字亭(以下、「本施設」という。)について、既存施設の老朽化改善と合わせ、複合型水辺施設としての必要な機能を踏まえた改修計画案を立案すると共に、官民連携方策を含めた整備手法を検討することを目的として実施したものである。詳細については、別添資料を参照のこと。

### 3. 委託内容

#### (1) 業務名

(仮称) 複合型水辺施設改修アドバイザー業務

#### (2) 業務内容

別添「(仮称) 複合型水辺施設改修アドバイザー業務仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日(予定)まで

#### (4) 委託上限額

19,976千円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする企業は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 建設コンサルタント登録規定(昭和54年4月15日建設省告示第717号)に基づく

- 「都市計画及び地方計画」の登録を受けている事務所であること。
- (2) 建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所登録を行っている建築士事務所であること。
  - (3) 過去 5 年間に於いて、国または地方自治体の発注する「公共施設の改修を含む PFI/PPP 事業手法に関する検討・調査業務」を受託した実績を有する者であること。
  - (4) 過去 5 年間に於いて、国または地方自治体の発注する「かわまちづくり計画の検討に関する業務」を受託した実績を有すること。
  - (5) 過去 5 年間に於いて、国又は地方自治体の発注する「ワークショップ等による地域住民等の意見把握を伴う施設整備に関する業務」を受託した実績を有する者であること。
  - (6) 図面やパースなどのビジュアルな資料とわかりやすい言葉による資料作成ができる者であること。
  - (7) 「5. 技術者要件」に示す条件を満たす管理技術者及び各分野の担当技術者を確実に配置できる者であること。
  - (8) 地方自治法施行令第 167 条 4 の規定に該当する者でないこと。
  - (9) 本提示の日から選考までの間に、当村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
  - (10) 会社更生法第 17 条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者または民事再生法第 21 条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（開始の決定がされたものを除く）でないこと。
  - (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものが経営、運営に関与していないこと。

## 5. 技術者要件

### (1) 管理技術者

以下のすべての条件を満たす者

- ・ 技術士（総合技術監理部門(建設 - 都市及び地方計画)）、技術士（建設部門(都市及び地方計画)）、または一級建築士のいずれかの資格を有すること。
- ・ 過去 5 年間に於いて、国または地方自治体の発注する「公共施設の改修を含む PFI/PPP 事業手法に関する検討・調査業務」を受託した実績を有する者であること。

### (2) 担当技術者

以下の条件を満たす者をそれぞれ配置すること。

- ・ 過去 5 年間に於いて、国または地方自治体の発注する「公共施設の改修を含む PFI/PPP 事業手法に関する検討・調査業務」を受託した実績を有する者。
- ・ 「ワークショップ等による地域住民等の意見把握を伴う施設整備に関する業務」を受託した実績を有する者。

### (3) 照査技術者

以下の条件を満たす者

- ・ 技術士（総合技術監理部門(建設 - 都市及び地方計画))、技術士（建設部門(都市及び地方計画))、または一級建築士のいずれかの資格を有すること。

### (4) その他

- ア 提案書に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、責任を持って関わる意思と能力を持つ者であること。契約相手として特定された場合は、契約締結後、提案書に記載した技術者を確実に本業務に配置させるものとする。
- イ 配置予定技術者の変更は認めないものとする。ただし、技術者本人の死亡、病休等の真にやむを得ない場合は、資格、実績とも同等以上の技術者を、村の承認を得て配置するものとする。
- ウ 管理技術者、各担当技術者及び照査技術者は、他の提案者の技術者になることはできない。

## 6. 参加申込書等の提出

### (1) 提出期限

令和4年5月13日（金）17時まで（郵送又は持参）

- ※ 郵送による提出：封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。
- ※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日除く）の9時～17時。

### (2) 提出書類

それぞれ原本1部の提出とし、特に様式の指定のないものは任意書式とする。

- ア プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ 業務実績書（様式2）
- ウ 会社概要書（様式3）

## 7. 質問等の受付

本実施要綱及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

### (1) 受付期限

令和4年5月20日（金）17時まで

### (2) 提出方法

質問書（様式4）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

### (3) 質問の回答方法

個別回答。ただし、必要に応じて村ホームページ上で公開する。

## 8. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出期限

令和4年5月27日（金）17時まで（郵送又は持参）

※ 郵送による提出：封筒の表に「企画書在中」と朱書きすること。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日除く）の9時～17時。

### (2) 提出書類

それぞれ原本1部、写し10部の提出とする。

特に様式の指定のないものは、任意書式とする。

ア 企画提案書の提出書（様式5-1または様式5-2）

イ 企画提案書

日本工業規格A4版両面刷り4枚以内（A3版2枚とすることも可）とし、次の事項についての提案を含めることとする。

○業務の実施方針

○業務の進め方

○業務内容への提案（以下について記載すること）

・かわまちづくり計画との相乗効果を生み出すための着眼点

・要求水準書（案）作成上の課題とその解決策

○業務スケジュール

※企画提案書は、仕様書の委託業務内容を記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な内容で提案すること。

ウ 実施体制：管理担当者、主担当者を明記する（任意参考様式参照）

エ 見積書（内訳書含む）

## 9. 提出先

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9 玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 10. プレゼンテーション及びヒアリング実施

企画提案書等提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、参加しなかった場合は採点を行わない。ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況により変更することがある。

### (1) 開催日時及び会場

令和4年6月1日（水）から3日（金）の間

※日時及び会場については、別途通知する。

### (2) 時間構成

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度、計 30 分程度

(3) 留意事項

説明に機材が必要な場合は、提案者側が準備すること。

## 11. 審査

(1) 審査方法

提案された企画書等及びプレゼンテーションでの説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

(2) 評価視点

別紙の採点基準表を参照。

(3) 選考結果の通知・公表

令和 4 年 6 月 7 日（火）以降に、審査の結果について、プロポーザル参加事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 12. 契約締結

(1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。

(2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

## 13. プロポーザルの実施日程

内 容	日 程
募集開始	令和 4 年 4 月 2 2 日（金）
参加申込書の提出〆切	令和 4 年 5 月 1 3 日（金）
質問の受付〆切	令和 4 年 5 月 2 0 日（金）
企画提案書の提出〆切	令和 4 年 5 月 2 7 日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和 4 年 6 月 1 日～3 日の間（別途通知）
選考結果の通知・公表	令和 4 年 6 月 7 日（火）

## 14. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記のとおりとする。

担当：玉川村役場企画政策課企画調整係

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9 番地

電話：0247-57-4628（直通） FAX：0247-57-3952

E-Mail：[kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp](mailto:kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp)

(別表)

採点基準表

		評価項目	配点
1	業務の理解度	事業の目的、主旨を踏まえた提案がなされているか。	10
2	応募者の実施体制	過去に類似業務の実績があり、専門知識・経験を有するか。 業務実施体制は適切か。	10
3	企画提案書の内容	1) 募集書類の作成・選定方法に係る検討について	20
		2) 評価・選定、公表に係る支援について	20
		3) 契約の締結等に係る支援について 4) ワークショップ等の開催支援について	20
4	スケジュール	業務計画の的確性	10
5	見積価格	計算式 10点×(参加提案価格のうち最低価格÷提案価格) 【小数点以下四捨五入】	10
計			100